

# EU拡大 - 加盟候補国の進捗状況 (EU・加盟候補国)

ブリュッセル・センター

欧州委員会は2000年11月8日、トルコを含むEU加盟候補13カ国との加盟交渉戦略に関する報告書を採択した。同報告書は、EUへの加盟基準に対する加盟候補各国の進捗状況を取りまとめた年報である第3回プログレスレポートに基づき作成された。欧州委は、同報告書の提案が順調に実施されれば、2002年末までに交渉を終結することも可能とみている。本レポートでは、第3回プログレスレポートにみる加盟候補国の加盟準備の進捗状況につき、以下に報告する。

## 1. 概要

### (1) 最優先事項に据えられた拡大問題

2000年12月スウェーデンは、同国が21世紀最初のEU議長国として取り組むべき3つの課題を公表、その筆頭にEU拡大問題を据えた。拡大に不可欠とされたEU自身の機構改革問題も2000年12月のニース首脳会議で一応の決着を終え、EUは加盟候補各国との交渉を一層加速化させる意思を明らかにしている。

### (2) 2002年末からの新規加盟国受け入れを確認

20世紀最後となったニース首脳会議では、候補国の加盟準備進捗状況に応じて2002年末から新規加盟国を受け入れるとする1999年のヘルシンキ首脳会議での合意が再確認された。さらに、トルコに対しては、ヘルシンキ

および2000年6月のサンタ・マリア・デ・フェイラ（ポルトガル）首脳会議での合意に基づき加盟のためのパートナーシップが提示され、さらに政治問題を中心に交渉開始に向けた検討を進めることとされた。また、今後の拡大交渉に関する戦略について採択され、2002年前半までの交渉予定を明示した上で交渉の加速化を図ることになった。この交渉予定の下、2001年6月にスウェーデンでのヨテボリ首脳会議で実施状況が確認され、加盟に向けたさらなる手続きが決定される。EUは、最終的には新規加盟国を迎え入れて次回欧州議会選挙（2004年予定）を実施したい意向を明らかにしている。

ニース首脳会議での合意に対する加盟候補国の反応は、EUの東方拡大実施への意思を示すものとして概して歓迎ムードであった。フィナンシャル・タイムズ紙は、ニース首脳会議直後にハンガリーのブダペストで開催さ

.....

れた加盟候補国先行6カ国（キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア）の会議でのコメントとして、「EUが、2002年末あるいは2003年初めまでに新規加盟国の受け入れを言明したことは賞賛に値する」と伝えている。

今回のニース首脳会議では懸案とされていたEUの機構改革問題に主役の座を奪われ、ヘルシンキ首脳会議に比べて、拡大交渉に関する大きな進展はなかった。しかしながら、各候補国内で先の見えない加盟交渉に対する不安の高まりが伝えられる中、今回の交渉日程予定の設定は、拡大に向けたEUの明確な意思を示す役割を果たし、機構改革後の交渉加速に向けて着実な布石が打たれたものと評価できる。

### (3) 交渉加速に向けた新規戦略

EUは、ニース首脳会議において今後の拡大交渉に関する新戦略に合意した。EUは、同戦略の下、交渉終結に向けて交渉スピードを加速させていく意向である。

同戦略は、主に以下の2つの柱で構成されている。

#### 候補国の要求する移行措置の取り扱い

EU加盟に向けた交渉は、加盟候補国がEUの求める加盟基準を受け入れ、有効に機能させることを原則としている。候補国が要求する移行措置とは、この実施に猶予期間を求めるもので、農業分野を中心にすでに500以上が提出されている。欧州委は、これらの要求に対処する加盟国共通の立場を準備するため、要求内容の受容度に応じて、以下の3つのカテゴリーに分類することを提案している。

- a. 受入可能：当該措置が影響を及ぼす期間および範囲が限定されており、競争政策あるいは域内市場の機能に重大な影響を与えないもの。
- b. 交渉次第：当該措置が競争政策あるいは

域内市場の機能に対し影響を及ぼすもの。また影響を及ぼす期間および範囲が限定的でないもの。

このカテゴリーに分類される移行措置は、一定の条件および期限を付した上で認められる。ただし、当該措置の検討に際しては、競争政策および域内市場機能への影響のみならず、必要に応じて、経済、健康、安全、環境、共同体予算などへの影響も併せて考慮されることになる。

- c. 受入不可能：当該措置が重要な問題を引起すもの。

#### 交渉日程作成

候補国側からの移行措置の要求は、加盟交渉を停滞させる要因の1つである。これらの交渉を速やかに進めることを目的に、交渉項目の優先度合に応じた「ロードマップ（交渉日程）」が作成された。この日程に従って、EU側は交渉項目に対する加盟国共通の立場を形成し、当該措置に関する交渉の終結を図る。

また、交渉の速やかな進展を図る方策として、交渉は合意に達しないが残された問題が限定されているような場合、これまでの「継続中（open）」との表現に代え、「保留（set aside）」とし、一旦交渉を棚上げして他の交渉を進め、適当な時期に検討を再開することとした。この措置により交渉継続中の項目を削減し、交渉の最終段階で検討すべき問題を明確にすることができる。

なお、同交渉日程に定められた項目がすでに合意されているような交渉の進展が早い候補国については、同日程に拘束されることなく前倒しで交渉を進めることが可能とされている。

今回合意された2001年以降の交渉日程は、交渉項目の優先度に応じて、半年ごとの3つの期間に分けられている。

- a. 2001年上半期：モノ・人・サービス・資本の自由移動、会社法、文化・オーディオ

ビジュアルに関する政策、社会政策・雇用、環境および外交関係。

- b. 2001年下半期：競争政策、輸送政策、エネルギー、税制、関税同盟、農業（特に家畜病に係る公衆衛生の問題）、漁業、司法内務、財務管理。
- c. 2002年上半期：農業（未解決分）、地域政策・構造改善措置、財政・予算関連制度、その他。

## 2. 拡大に向けた各国の取り組み

ニース首脳会議の議長総括では、加盟候補国の加盟に向けた取り組みに対する評価が盛り込まれた。これは、加盟交渉の先行きの不透明さから生じている加盟候補国での加盟意義に対する意識の低下に配慮したものとみられている。他方、早期加盟実現のためには、行政能力の強化を始めとして、改革のスピードを一層加速する必要があると指摘している。

加盟候補各国の加盟に向けた取り組みは、どの程度進展しているのでしょうか。

欧州委員会は98年以来毎年、加盟候補各国の進捗状況についての報告書（プログレスレポート）を作成している。以下では、2000年11月に公表された同レポートを基に、各候補国の改革の進捗状況についてみていく。

### (1) 概要

第3回目となる今回のプログレスレポートでは、前回レポート（99年10月公表）から2000年9月にかけての加盟候補各国の加盟に向けた取り組みの進捗状況が報告されている。従来と同様に進捗程度は、93年にコペンハーゲン首脳会議において設定された新規加盟のための政治・経済面での必要基準（コペンハーゲンクライテリア）、加盟国としての義務（アキコミュノテル：欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）を履

行する能力基準、に基づき評価されている。また、95年のマドリード首脳会議、97年のルクセンブルク首脳会議で強調された内容を踏まえ、加盟後にEU政策を遂行するための必要な行政能力に関しても評価の対象として重要視されている。

### 政治的基準

コペンハーゲンクライテリアでは、加盟に必要な政治的要件として、民主主義、法的支配、人権、少数民族の尊重・保護、これらを保証する安定した制度の確立が挙げられている。

今回のプログレスレポートによれば、前回レポート以来、すべての加盟候補国において、民主主義制度、法の支配、人権保護の尊重の面で進展がみられたとしている。他方、以下の分野では一層の継続努力が必要と指摘されている。

- a. 司法改革、強化：法的支配の尊重およびアキコミュノテルの効率的な実施を確実にするため、改革のスピードを加速させる必要がある。
- b. 汚職対策：前回レポートにおいて、汚職は改革に向けた市民の自信喪失につながり改革への信用を失墜させる重大な問題として指摘された。また、同問題の根底には、公共部門の低賃金と経済分野での広い官僚支配があるとの指摘もなされた。前回レポート以降、各国で汚職対策プログラムが着手されているが進展はなく、依然として重大な懸案事項となっている。
- c. ロマ人（Roma<sup>(注1)</sup>）問題：ロマ人に対する社会経済生活上の差別については前回レポートで強調された。その後、対ポーランド・ハンガリー経済再建援助計画（PHARE、現在では中・東欧諸国全体に拡大）基金の支援の下、対策措置が採択されているが依然として改善されていない。

(注1) ルーマニア、ブルガリアなどを中心に流浪生活する少数民族。総人口は800万人ともいわれる。

.....

今後は、ロマン代表との緊密な協力の下で継続的に取り組みが行われるべきである。

d.トルコ問題：前回レポートでは、トルコはコペンハーゲンクライテリアの政治基準を満たしていないと結論付けられた。今回のレポートでは、最近数年での同国の人権協定への調印、コペンハーゲンクライテリアの達成に向けた法整備への取り組みを総括し、依然必要基準は充たしていないものの重要な変化があったと一定の評価を下している。その上で、現在の取り組みが実質的な成果に繋がるよう強く希望している。

#### 経済的基準

各国の進展状況は、コペンハーゲンクライテリアの経済的基準「正常な市場経済の存在およびEU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力の確保」に基づいて評価された。

今回のレポートでは、どの候補国も一様に良好との評価を受けている。前年同期比で99年にマイナス成長となったリトアニア、チェコ、ルーマニアおよびトルコを含め、2000年上半年期における経済成長率は、全ての候補国で2～6%のプラス成長を見せた。

市場経済化への移行については、ブルガリア、ルーマニアおよびトルコを除き概ねうまく機能しているとの見方をしている。前回レポートで市場が閉鎖的だと指摘を受けたスロバキアおよびリトアニアは、一層の改革が必要との条件付きながら今回始めて市場経済化への移行基準を満たしているとの評価を受けた。また進捗が遅れている各候補国に対し欧州委は、ブルガリアについては顕著な進展が見られたとしたが、ルーマニアに対しては前回からほとんど進捗が見られないと指摘、一層の市場経済化への移行努力を要請した。またトルコに対しては、市場機能の改善と競争力の強化を促している。

各加盟候補国を進捗状況ごとに分類すると、以下の通りとなる。

- a. キプロス、マルタ：正常な市場経済が機能している。EU域内の競争圧力と市場諸力に対応が可能。
- b. エストニア、ハンガリー、ポーランド：正常な市場経済が機能している。現在の改革を維持するなら、近い将来、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力を確保できる。
- c. チェコ、スロベニア：正常な市場経済が機能しているとみなすことも可能。現在の改革を完遂・実施するなら、近い将来、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力を確保できる。
- d. ラトビア、リトアニア、スロバキア：正常な市場経済が機能しているとみなすことも可能。現在の構造改革プログラム実施し、必要に応じて一層の改革に着手するなら、中期的には、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力を確保できる。
- e. ブルガリア：正常な市場経済が機能しているとは言えず、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力も確保していない。しかし、これらの目的に向けて進展はみられる。
- f. ルーマニア：基準達成に向けた進展は非常に限定的な範囲に留まっている。
- g. トルコ：基準達成に向けて、市場機能の向上、競争力を高める努力を続けるべき。

#### 加盟のための義務遂行能力

コペンハーゲンクライテリアは、政治、経済、通貨の統合という目的に忠実であることを含め、加盟国の義務を履行する能力を有することを求めている。つまり、アキコミュノテルの採択、確実な実施の能力を求めているのである。

今回のレポートでは、前回以来、アキコミュノテルに沿った法整備に関して、ほとんどの国で進展がみられると評価されている。具体的には以下のとおりである。

- a . 域内市場：ほとんどの国で大きな進展がみられた。特に、標準化、認証の分野では顕著であった。しかし市場の監視に関しては、標準化、認証の分野と比較して十分な手当てがなされていない。サービス・資本の移動、競争法に関しては多くの国で良好な進展があった。また、知的・工業所有権に関しては、数カ国において法整備面で顕著な進展が見られたが、実施面では多くの国で問題を残したままである。著作権の侵害や偽造に関しては、取り締りの一層の強化が行われるべきである。公共調達、国家補助金管理、関税に関しても一層の取組みが必要である。
- b . 農業：数カ国で大きな進展が見られた。EU共通農業政策（CAP）への調和に向けた国内政策も率先して取り組まれているが、多くは完遂されていない。機構改革に関しては、特にポーランド、ルーマニアで優先課題として取り組む必要がある。また、獣医学・植物病虫害分野では数カ国で進展がみられるものの、一層の整備を急ぐ必要がある。
- c . 運輸：多くの国で良好な進展がみられる。しかし、海上輸送に関しては依然懸案となっている。今後、海上輸送に関するアキコミュノテールは空輸、鉄道輸送と同様に強化される予定であり、現行のアキコミュノテール適用基準の達成を急ぐべきである。
- d . 社会政策・雇用：アキコミュノテールとの調和に向けた国内法整備は依然として遅れている。同分野は、他分野での改革ペースに遅れると社会結束を損なう恐れがあるため、取り組みを加速することが不可欠である。
- e . エネルギー：一定の進展は評価できるが、電気・ガスの域内統一市場創設に関しては引き続き精力的な取り組みが必要である。2000年3月のリスボン特別首脳会議での自由化加速要求以後、同分野では完全な域内

統一市場の達成が目的とされている。

- f . 原子力安全：旧式設備として問題視されていた数カ国における原子炉の閉鎖決定は大きな進展といえる。欧州委は、ブルガリア、リトアニア、スロバキアにおける特定原子炉に関して、合理的なコストで効率的に閉鎖が実施されるよう監視を続けている。99年12月のヘルシンキ首脳会議では、閣僚理事会に対し拡大プロセスの枠組みの中で他の理事会決定とも合わせてどのように原子力安全の問題に取り組んでいくのが考慮することを要求、現在、欧州委において同取り組みが行われている。
- g . 環境：前回レポートとは対照的に、環境分野におけるアキコミュノテールの国内法制化の進展スピードは、多くの国で一層加速した。しかしながら、法整備、実施能力ともに取り組むべき課題は多い。特に、水質、工業汚染管理、化学、自然保護の分野が対象として上げられる。このため、一層の行政資源をアキコミュノテールの国内法制化作業に投入する必要がある。特に資金計画に関する作業は加速化が必要である。
- h . 司法内務：ほとんどの国で堅実な進展がみられた。数カ国で査証に関する政策、亡命者保護（asylum）、第三国市民に対する入国許可規則が導入された。しかし、国境管理に関しては進展が少ない。将来のEUの外部国境をEU基準に基づき確実に管理する必要性から一層の取り組みが必要である。汚職に対する刑事上の司法協力（judicial co-operation）にも一層の取り組みが求められる。また、アキコミュノテールの確実な実施に向けて、必要な行政機関や公務員の職業訓練機関の設立にも注力する必要がある。

アキコミュノテール実施に向けた行政能力の強化

95年のマドリード首脳会議では、アキコミ

.....

ユノテールを国内法制化するだけでなく、適当な行政・司法機構を通じて効率的に実施することの重要性が強調された。この点については、その後の97年のルクセンブルク首脳会議、2000年のサンタ・マリア・デ・フェイラ首脳会議でも指摘されており、早期加盟に向けて鍵となる分野とみられている。

アキコミュノテールの国内法制化の良好な進展状況とは対照的に、アキコミュノテールの実施・遵守に必要な制度の創設・強化は国ごとに差があり一様ではない。多くの加盟候補国ではアキコミュノテールの実施能力は不十分なままであり、この多くは行政機構の弱さに起因している。

アキコミュノテールの実施、遵守には、既存組織の強化および新たな組織の構築が必要となる。このためには、十分な人的・資金的な裏づけも伴わなければならない。さらに、アキコミュノテールの準備・実施は、政府・行政だけの問題ではなく、産業界、地方団体、専門的組織（professional organization）にも関わる問題といえる。各候補国は、アキコミュノテールの実施・遵守が容易となるように、代表的な関連機関との対話を強化し、国が一体となって加盟準備を進めていく必要がある。

## (2) 各国別状況

### ブルガリア

前回レポート以降、法整備面で順調な進捗ペースを維持している。しかしながら、実施面では一層の取り組みが求められる。行政改革では、特に公務員法の実施が大きな進展として挙げられる。しかしながら、司法制度の質的向上に関しては、ほとんど進展がみられず一層の強化が必要である。

#### a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場（internal market）：  
モノの自由移動分野では、EUの新アプ

ローチ指令の導入により規格化の推進に関して一層の進展が認められた。また、資本の自由移動分野では、外国為替証券に関する法が採択された。その他進展がみられた分野では、工業所有権、消費者保護、統計、オーディオビジュアルなどが挙げられる。他方、不動産市場の機能は依然低いままで投資の障害となっている。またデータ保護に関してはアキコミュノテールに沿った法的枠組みの導入が必要とされる。さらに国家補助金分野では法整備に着手したばかりで、今後優先的な取り組みが必要である。

- ・農業：法整備、行政能力強化の両面でかなりの進展がみられたが、資金不足から問題を残している。家畜病検査（veterinary inspection）に関しては一層の取り組みが必要である。
- ・地域政策：EU基準に則した地域再編のための法整備ならびに地方機関の新設決定は評価できる。しかし、国・地域間の協調に注力が必要である。
- ・環境：EUの環境指令の実施に向けたアキコミュノテールの国内法制化において一層の進展がみられた。
- ・運輸：前回レポートに比べ進展は加速している。海上輸送に対する取り組みも開始された。長い間懸案とされたルーマニアとを結ぶ第2ドナウ川橋の建設問題では、2000年2月、両国で協定が成立し解決された。
- ・エネルギー：同分野のリストラは前回レポート以降、勢いを増した。特に、99年11月の合意においてブルガリア政府がコズロデュイ原子力発電所（1～4号）の早期閉鎖を決定した事は、重要な進展と評価できる。
- ・司法内務（JHA）：法整備に一層の進展がみられ、実施能力の強化に一層の焦点が当てられている。しかし、施設の近代

化に向けた一層の投資が必要である。

## b. アキコミュノテールを遂行するための行政能力

アキコミュノテールに関する法整備の順調な進捗とは対照的に、その実施・遵守への取り組みが遅れている。このため法的枠組みが採択された分野においても効果的に機能していない。これは行政・司法能力の低さと実施準備不足によるものである。行政改革における公務員法の採択は重要な進展だが、司法制度改革はほとんど進んでいない。

## キプロス

今回のレポートの対象期間において、キプロスは様々な分野で大きな進展を遂げた。行政能力の強化に関しては、既存設備の質的向上と、職員の新規採用が続けられている。

## a. 加盟のための義務遂行能力

・国境なき域内市場：鍵となる分野での法整備面で進展があった。モノの自由移動分野では、いくつかの関連法が新たに採択されたが、新アプローチ指令の導入を始めとする規格・認証分野に関してはさらなる取り組みが必要である。金融サービス分野では、法整備と行政能力の強化の点で進展がみられた。資本の自由移動分野における取り組みも積極的であるが、適時適切に資本移動が可能となるよう現行規制の一層の緩和が求められる。独占禁止法に関する法整備はすでに高いレベルに達しているが、公共企業や競争法に係る特権を有する企業に関する法改正によりさらに改善された。しかしながら、国家補助金に関する取り組みは不十分で、適当なコントロールのための法的土台が整っていない。間接税分野では、付加価値税（VAT）の標準税率が8%

から10%に引き上げられたほか、VATに関するアキコミュノテールに沿った法整備がなされた。

- ・農業：効果的な進展はみられない。獣医学や植物病虫害（veterinary and phytosanitary）分野に関するアキコミュノテールへの法整備が不十分である。
- ・漁業・運輸：同分野では、一層の法整備と行政能力の強化が着手されている。
- ・環境：アキコミュノテールの実施に向けて、十分な予算措置と行政資源が手配されたにもかかわらず効果的な進展はみられない。優先事項として取り組みを続ける必要がある。
- ・司法内務：亡命に関する法の採択および刑事・民事上の司法協力の面で進展がみられた。国境管理に関しては、すでに相当の取り組みがなされている。しかし、同国がEU域外と国境を接していることに配慮し、一層の注力が求められる。また、マネー・ロンダリングに関する法が効果的に実施されることが必要である。

## b. アキコミュノテールを遂行するための行政能力

同国の行政能力は一層強化された。地域政策、金融管理などいくつかの分野では、すでにかかなりの程度、アキコミュノテールの遂行に必要とされる構造を有している。モノの自由移動、会社法、漁業、司法内務分野では、一層の行政能力の強化へ向けて既存施設の改善が行われている。また同様に雇用・社会政策分野では、リストラや組織再編により行政能力強化が図られている。さらに税制、マネー・ロンダリング対策分野では、人員の増加・訓練が行われ、このための予算も計上されている。

## チェコ

依然継続的な一層の取り組みが必要な分野はあるものの、前回レポート以降、アキコミ

.....

ユノテールへの法的整備は大きく加速された。行政・司法改革の遅れが妨げとなったものの、行政能力の強化に関してはある程度の進展がみられた。

a . 加盟のための義務遂行能力

- ・ 国境なき域内市場：鍵となる分野での法整備に関して進展があった。モノの自由移動分野では、おもちゃから製薬まで広い分野を含む法が採択された。資本の自由移動分野に関しては、マネー・ロンダリングに対する法が強化されたが、他方、既存の無記名預金制度の廃止に向けた明確なタイムテーブルは必要とされる。サービスの自由移動分野に関しては、資本市場における監視機能の一層の強化が必要とされる。知的所有権分野では、アキコミュノテールとの整合に向けた法整備がなされた。今後は、監督機関の効率性の向上が課題となる。競争法に関しては依然として独占禁止分野でアキコミュノテールとの隔たりがあるものの、国家補助金に関する法整備では一層の進展があった。
- ・ イノベーション（技術革新）：通信市場の自由化に関する法整備面で大きな進展がみられた。この法整備により、既存の電気通信事業者の特権を廃止し監督機関の強化が図られることになる。オーディオビジュアル政策に関しては、法整備に一層の取り組みが必要である。特に監督機関の強化が必要である。
- ・ 産業政策：進展がみられた。工業に関しては、再生庁（the Revitalization Agency）を通じて同国政府は企業のリストラを推奨し民営化を加速した。ただし鉄鋼分野は例外とされている。運輸に関しては、全分野（高速鉄道の国境をまたがる相互運用制度、道路輸送、航空輸送、内陸水路および海上輸送）で整備が進んだ。

- ・ 経済・社会的連帯：良好な進展があった。雇用・社会政策分野では、雇用戦略においてEUの原則および政策に同調し社会対話が強化された。地域政策に関しては、地方機関をEUの分類基準に同調させ、新規法令により地域開発を規制することで制度的枠組みが明確化された。
- ・ 農業：CAP実施に必要な準備において進展がみられた。特に国家農業介入基金（State Agriculture Intervention Fund）の設立に関する法の採択は大きな進展といえる。獣医学や植物病虫害分野に関しては、法整備面で進展がみられた。
- ・ 環境：大気汚染、水質管理、環境影響評価に関する法整備に一層の尽力が必要である。また、中期的な資金戦略の設立が必要とされる。
- ・ 司法内務：国境警備の効率性は不十分なままである。警備と税関との協力が求められる。汚職、組織犯罪への対策では実質的な進展は全くみられない。

b . アキコミュノテールを遂行するための行政能力

商品の規格・認証に関する責任機関は概して適当に機能している。しかしながら、サービス分野では、証券委員会（the Securities Commission）が一層強化されるべきである。競争に関しては、国家補助金の監視機関は強化が必要である一方、競争保護局（Office for the Protection of Competition）の設立は評価できる。農業に関しては、共通市場のための運営機構の導入に関して大きく進展があった。特に国家農業介入基金に関する法令の採択は有効である。地域政策では、アキコミュノテールの分類に則した地域単位の設定によって、構造基金制度の実施に向けた準備面で前進した。環境では、環境省およびチェコ環境監視局（the Czech Environmental Inspectorate）に対

し増員が認められた。しかしながら、人材養成および関連財源の増加が求められる。司法内務に関しては、新たに設立された入国・国境管理局（Department for Immigration and Border Control）により現在監視が行われており、国境管理向上に向けた組織構造改革の第一歩と位置付けられる。しかしながら、全体としては同分野での進展は不十分で、人材不足、設備の質、制度の脆弱性などの改善が今後の課題である。

## エストニア

ほとんどの分野で良好なペースで法整備が進められ、また必要な行政組織を設立するための措置が講じられたが、今後も一層の取り組みが必要である。

### a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：規格・認証検査分野では、法的枠組みの採択、行政組織の設立と大きな進展があった。今後は市場監視制度の導入に注力する必要がある。電気通信、オーディオビジュアル分野でも法整備面でかなりの進展がみられた。資本の自由移動、金融サービスの自由供給、会社法の各分野に関するエストニアの法制はすでにアキコミュノテールに広く適合している。しかしながら、同分野での行政能力の強化に対しては一層の取り組みが必要である。工業および知的所有権の遵守に関しては一層の注力が必要で、特に著作権侵害および偽造品に対する取締りの強化が求められる。国家補助金管理および専門資格の相互認証に関しては、法整備は進んでいるものの一層の注力が必要である。
- ・税制：VAT、消費税に関する法整備面で進展があった。しかしながら、燃料消費税に関する法整備日程が撤回されたことは、加盟に向けた道程が後戻りする形となった。税にかかわる行政の強化のため一層の取り組みが求められる。関税に関しては、法的および行政的枠組みの構築に向けて大きな進展はみられなかった。アキコミュノテール実施のために行政および制度的能力の向上に注力が必要である。
- ・運輸：法整備面で進展がみられた。海上輸送安全基準の実施強化への取り組みは継続する必要がある。
- ・エネルギー：法整備面での進展は限定的なものに留まった。
- ・農業：CAPの実施準備に向けた法的枠組みの導入および行政組織設立に関して大きな進展があった。しかしながら、アキコミュノテールに沿った市場介入制度の導入に関しては一層の注力が必要である。獣医学や植物病虫害分野に関しては、取り組みが続けられているが一層の加速化が必要である。
- ・漁業：市場政策の進展、資源の管理・調査・監督に関連する措置および構造基金実施に向けた法的枠組みの導入によって、法整備面である程度の進展がみられた。しかしながら、行政機構の強化と立法過程にある法令案の速やかな採択・実施に一層の注力が必要である。
- ・社会政策：進展の程度は一様ではないが、ほとんどの分野で措置は講じられている。今後はさらに、既存の法的枠組みの確実な実施と実施機関の強化に重点を置いて取り組みが続けられるべきである。
- ・地域政策：進展は限定的である。必要な実施機関を設立するための措置は講じられているが、なお多くの課題が残されている。EUの地域結束政策への適合を目的とした法的・行政的枠組みの完成に向けた取り組みを継続していく必要がある。
- ・財務管理：法整備および必要な行政機構の設立において大きな進展がみられた。

しかしながら、国内財務管理状況は不十分であり継続的な取り組みが必要である。

- ・環境：ほとんどの分野で、すでに採択を終えた法的枠組みの実施が加速された。しかしながら、特に地域レベルにおいて、法令の確実な実施に必要な能力を構築するため継続的な努力が必要である。また、環境投資に向けて資金供給プログラムの開発を急ぐ必要がある。
- ・司法内務：99年10月の前回レポート以来、法整備面で一層の進展があった。特に亡命者保護、麻薬売買を含む組織犯罪対策、警察内の汚職、関税管理、警察の近代化、国境監視施設の質的向上に関しては継続的な取り組みが必要とされる。

#### b. アキコミュノテールを遂行するための行政能力

ほとんどの分野に必要な組織を立ち上げる措置が講じられている。しかしながら、同組織が適切にアキコミュノテールを実施できるように十分な配慮がなされるべきである。このためには、実施関連施設が業務を果たすのに十分な能力を有すること、実施当局間の協力を効果的に実施すること、職員訓練を強化することが最優先事項となる。

#### ハンガリー

ほとんどの分野でアキコミュノテールへの適合に向けた法整備および実施が進んでおり、加盟に適切な水準まで達している。これらは、概して必要施設の設立に対し十分な措置が講じられたことによって達成されたものである。

#### a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：法整備面では良好な進展がみられた。特に顕著な分野は、EUの新アプローチ政策に沿った法整備、保険、会計法、国家補助金に関する法整

備・透明性の確保である。しかしながら、特に市場監視制度の開発、税制優遇措置を認める国家補助形態に関する法整備に関しては継続的な努力が必要である。VATおよび消費税に関するアキコミュノテールの基礎構造はすでに整備されているが、他方、減税率、税控除、直接税に関する税制の分野では一層の注力が必要である。中央連絡局（The Central Liaison Office）が、加盟各国の税制当局との協力・相互支援を通じて、強化される必要がある。関税分野でも大きな進展がみられた。関税に関する新法は、共同体関税法典（the Community Customs Code）の大部分を反映している。電気通信分野では、市場はすでに原則競合者に開放されているが、ユニバーサル・サービスの条件に関して一層の法整備が必要である。

- ・農業：アキコミュノテールの基本構造はすでに整備されている。しかしながら、CAP実施に必要な行政機構の整備が求められる。特に獣医学や植物病虫害分野に関しては、法整備を加速化させる必要がある。
- ・環境：法整備面では、前回レポート以降の進展は少なかった。環境省の行政能力に関しては、適当な能力を有する職員の不足および環境問題に関する責務浸透において改善が必要である。
- ・運輸：特に陸上輸送・航空輸送の分野で法整備が加速される必要がある。アキコミュノテールの確実な実施のためには新たな制度の設定も必要であろう。
- ・エネルギー：域内エネルギー市場の主な原則は採択されたが、適切に実施される必要がある。同国エネルギー局（Hungarian Energy Office）の機能は、将来の域内エネルギー市場での義務履行に向けて一層強化される必要がある。

- ・地域政策：加盟後の地域政策の実施に必要な機構開発に関しては、地方レベルで効果的な計画作成・意思決定にはなお強化が必要ではあるものの、大きな進展があったと評価できる。財務管理分野では、国内外での監督機関がすでに設置されているが、健全な財務管理およびEU基金の適正管理の基礎としての役割を果たすためには、一層強化される必要があるだろう。
- ・社会政策・雇用分野では法整備面で良好な進展がみられた。しかしながら、公衆衛生に関するアキコミュノテールの実施に関しては多くの問題が残されている。また、新たに設立された社会対話促進に向けた制度の活用も促進する必要がある。
- ・経済通貨同盟：国立銀行の独立性確保の面で、一層の進展がみられた。
- ・産業政策：鉄鋼産業のリストラ状況は不十分なままで、同国によって採択されたリストラ計画の見直しが必要とされる。
- ・司法内務：主に査証政策、国境管理、移民政策、亡命者保護に関して進展がみられた。

## b. アキコミュノテールを遂行するための行政能力

ほとんどの分野で一層の進展があった。行政改革にも一層の進展がみられ、行政・司法を通じて職員訓練に重点が置かれている。EU域内市場への参加に必要な組織はほぼ整備されている。しかしながら、国家補助金管理、市場監視、運輸、環境、獣医学・植物病虫害分野では、行政能力は不十分で強化の必要がある。

### ラトビア

前回レポート以降、法整備面においてほとんどの分野で着実な進展が続いている。行政能力の強化面では進展が少ないものの、行政

機関の再構築・強化が着手され、アキコミュノテールに沿った新機関の設立が決定された分野もみられる。

## a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：法整備面で良好な進展がみられた。個人データ保護および著作権に関する法律(Laws on Personal Data Protection and on Copyrights)、商業法典(Commercial Code)のほか、認証検査、市場監視、公共調達、資本の自由移動の各分野で特に顕著な進展がみられた。これらの法整備の下で、市場監視当局の改革、公共調達監視局(Public Procurement Surveillance Bureau)、データ保護監視局(Independent Data Protection Inspectorate)の設立といった必要な制度改革を一層進展させることが重要となるだろう。前回レポート以降、知的所有権に関する進展はみられず、依然として重大な懸案事項のままである。関税および税制分野では、行政機構の強化に向けた措置が講じられており、継続的に取り組まれるべきである。
- ・農業：前回レポート以降、法整備、行政能力強化の両面で一部進展がみられた。しかしながら、全体として進展は少なく、同分野における統合準備は、依然初期段階にあるといえる。
- ・運輸：前回レポート以降、法整備、行政能力強化の両面で進展が続いている。特に民間航空事故の独立調査機関の設立、海上保安当局のリストラは大きな進展であり、具体的な成果に向けて継続して取り組むべきである。
- ・環境：法整備面で一層の進展があった。特に進展が顕著な分野は、環境情報、自然保護、水質管理、遺伝子組み換え作物(GMO's)である。行政能力強化でも一定の進展が見られた。

- ・消費者保護：法整備面で良好な進展がみられた。
- ・司法内務：査証、法制執行機関（law-enforcement bodies）の質的向上に関して進展がみられた。また前回レポート以降、国境管理にも多くの取り組みがなされており、今後も継続されるべきである。移民、亡命者保護に関しては法整備の完了を急ぐ必要がある。
- ・財務管理：前回レポート以降、取り組みが行われており、特に内部財務管理（internal financial control）に関しては行政機構が強化された。これらの取り組みは、特に加盟に向けた援助資金の管理に関する分野で継続されるべきである。
- ・いくつかの分野では法整備が進んでいない。具体的には、人の自由移動、電気通信・情報技術であり、アキコミュノテルの必要要件のほとんどは懸案のままである。社会政策・雇用に関しても、取り組みはなされているものの鍵となる法整備は終わっていない。地域政策に関しても一層の注力が必要である。

b . アキコミュノテルを遂行するための行政能力

いくつかの分野では、必要な行政機関の設立に関して進展がみられる。具体的には、域内市場分野、特に銀行部門、競争政策、国家補助金の担当機関で成果が出始めている。しかしながら、環境、社会政策、司法内務、地域政策の各分野では、まだ責任当局がアキコミュノテルを効果的に実施できる状況ではない。全体としては、重要な変革は依然ほとんど実施されておらず、全ての分野において行政改革と並行してあるいは補完的に実施当局の機能強化が続けられる必要がある。

リトアニア

概して、アキコミュノテルの法整備面での大きな進展と対照的に実施面での進展は少ない。特に税制、農業、地域政策、財務管理に関しては一層の取り組みが求められる。行政能力の強化では、予算の制限が支障となっている側面もあり、継続的でより一貫した資金手当が行われるべきである。

a . 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：特にモノの自由移動（規格化、市場監視）に関して進展がみられた。しかしながら、欧州レベルの調和規格（European harmonized standards）に関する法案は採択に向けて手続きを急ぐ必要がある。公共調達法は継続的に実施されているが、公共調達局（Public Procurement Office）の行政能力および独立性は一層強化される必要がある。競争政策分野に関しては、国家補助金法の採択によって大きく進展したが、他方、関連行政機構の強化が必要とされる。資本の自由移動の分野では、法整備面で一層の進展がみられたが、まだ残されている制限についても廃止する必要がある。知的所有権に関する法整備は進展したが、実施基盤は非常に脆弱なままである。税制分野では行政能力の強化に関して進展がみられたが、法整備面での進展は非常に限られていた。関税分野でも進展があったが、実施に関して行政能力の強化に一層の努力が必要である。

・イノベーション：オーディオビジュアル分野では、法整備面で大きな進展があった。電気通信分野では、独立した監督機関の設立決定は大きな進展といえる。

・農業：CAPへの参加準備のための法整備、行政上の基礎整備の両面で進展があった。しかしながら実施すべき事項はまだ多く残されている。獣医学や植物病虫

害分野での法整備は進展し、実施当局も再編成された。漁業資源管理に関しては法整備が始められ、関連機構は部分的に簡素化された。今後は市場規制や構造的支援のための法的枠組みが開発されるべきである。

- ・環境：法整備面で進展がみられ、良好な水準に達している。しかしながら、実施面では大規模な投資が必要とされることから、特に水質、廃棄物、工業汚染、リスク管理に関しては懸案のままである。
- ・運輸：法整備面で大きな進展がみられた。特に道路輸送、航空輸送、海上保安の各分野で顕著であった。しかしながら、実施にはかなりの財源が必要と考えられる。
- ・エネルギー：国家エネルギー戦略 (national energy strategy) の実施において大きな進展がみられた。特に、イグナリナ (Ignalina) 原子力発電所 1 号機の廃止に関する法令の採択は大きな進展と評価できる。
- ・雇用・社会政策：法整備、行政能力強化の両面で一定の進展がみられた。特に職場の安全衛生分野では顕著であった。労働法、社会対話の実施は懸案のままであり一層の取り組みが求められる。機会均等に関するオンブズマンの積極的な活動は注目に値する。地域政策では、行政能力は依然深刻な低水準に留まっているものの、法的枠組みの創設においては進展があった。
- ・産業政策：産業界の一層のリストラに向けて、政治的および法的枠組みが開発されたが、概念的側面に重点が置かれており実施面ではほとんど進展はない。しかしながら、破産、企業リストラに関する新法の採択は顕著な進展といえる。
- ・財務管理：積極的な取り組みにもかかわらず、特に内部監査に関して、国際的な水準には達していない。予算制度に関し

ては進展がみられたものの、なお継続的な取り組みが必要である。

- ・司法内務：法整備、行政能力強化の両面において進展がみられた。しかしながら、関連機関間での協調性の欠如に関しては、依然深刻な問題がある。

## b. アキコミュノテルを遂行するための行政能力

法整備においては進展がみられるものの、アキコミュノテルを実施するための行政能力強化には一層の取り組みが必要である。ただし、行政能力強化についてもいくつかの進展はみられる。具体的には、獣医学、市場監視機関における既存機関の改革が挙げられる。また、消費者保護委員会 (the Consumer Protection Council) など新たな機関設立に向けた法的基礎も策定された。しかしながら、同国の緊縮予算の影響で、新機関の運営能力は限定され、既存機構の強化も不十分な結果となった。

## マルタ

前回レポート以降、マルタのアキコミュノテルに関する法整備は勢いを増しており、ほとんどの分野で大きな進展がみられる。また、加盟を念頭において行政能力の強化に向けた取り組みも加速しており、すでに一部の分野で効果が出はじめている。

### a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：一定の進展がみられた。工業・知的所有権では、法整備面で一層の進展があった。会社法では、加盟に必要な法整備をほぼ終えている。また、規格化に関する新法が採択されたが、EUの新アプローチ政策への適合には法整備面で一層の取り組みが求められる。また、既存の公共調達法をアキコミュノテルに調和させるために一層の調整が

必要である。資本・サービスの自由移動に関しては法整備が進んでいない。人の自由移動に関しては、アキコミュノテルに矛盾する既存法規定の廃止に向けた取り組みを急ぐべきである。競争政策に関しては、適当な国家補助金管理制度の開発に向けて、今後かなりの努力が必要である。

- ・産業政策：産業発展と民営化に関する白書の発行、小企業促進研究所（Institute for Promotion of Small Enterprises）の設立は、産業および中小企業政策の発展に向けて適当な枠組みを創設したものと評価できる。しかしながら、民営化プログラムの実施速度は依然として遅い。
- ・税制：VATの再導入に関する法整備のための枠組みが策定されたが全体としては不十分で一層の取り組みが必要である。関税分野では、一定の進展がみられるが、法整備、行政能力強化の両面で一層の取り組みが必要である。
- ・イノベーション：電気通信、オーディオビジュアル分野に関しては、顕著な進展がみられた。
- ・統計：統計手法をEU基準に一致させるためにマルタ中央統計局（the Central Office of Statistics of Malta）で続けられている取り組みは評価できる。
- ・財務管理：国立監査局（National Audit Office）の強化、政府内での内部監査制度の改革により、制度的枠組みが整備された。今後は、職員訓練を通じて一層の機能強化が図られるべきである。
- ・司法内務：亡命者保護法（Asylum Act）の採択により大きな進展があった。データ保護、移民、査証政策、司法協力の各分野では一層の取り組みが必要である。
- ・農業、環境、地域政策：進展が少ない。農業、環境分野に関しては、アキコミュノテルの法整備が進んでいない。また、

地域政策に関しては構造基金を管理するための準備措置が講じられていない。これら3つの分野は優先事項として一層の取り組みが必要である。

#### b. アキコミュノテルを遂行するための行政能力

アキコミュノテルの実施に向けて、多くの分野で組織のリストラ、職員訓練が必要である。実施に向けた取り組みはすでに始まっており、統計、財務管理分野ではかなり改善が見られる。総合行政管理制度（Integrated Administration Control System）の導入により農業行政を強化する重要なプロジェクトが始まっている。これは税、関税行政の強化についても同様である。

市場監視、認証、知的・工業所有権保護に関しては、行政能力が強化される必要がある。環境、地域政策の分野でも同様である。司法内務分野に関しては、特に難民の扱い、警察・司法協力において行政能力強化の必要がある。また、新たに創設された国家補助金監視局（State Aids Monitoring Board）、電気通信規制局（the Regulatory Authority for Telecommunication）が適切に機能するように配慮されるべきである。

#### ポーランド

前回レポート以降、アキコミュノテルへの適合に向けた法整備は大きく加速された。行政能力の強化でもある程度の進展がみられ、特に公共サービス法（civil service）の実施は大きな進展であった。しかしながら、法整備の進展と比較するとその程度は小さい。

#### a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：鍵となる分野（規格・認証、国家補助金）において法整備面で進展がみられた。知的所有権に関する

る新法の採択は進展であるが、工業所有権に関しては懸案のまま解決されていない。法整備面での進展は、消費者保護の分野でもみられた。今後は、新法に対する認識の向上および実施関連機関の能力強化が必要である。サービス・資本の自由移動に関しては、これまで良好な進展を続けてきたが、前回レポート以降は、ほとんど進展がみられなかった。

- ・産業政策：自動車部門で進展がみられたが、鉄鋼産業のリストラに関しては具体的な進展はなく懸案のままである。
- ・農業、漁業：農村開発計画の策定では進展があったが、一貫した予算面での戦略が手当てされていない。概して農業・漁業分野では、法整備を含め構造転換に必要とされる改革が未だ着手されていない。
- ・環境、エネルギー、運輸：法案検討にかなりの労力が費やされているにもかかわらず、法整備面での進展はほとんどみられない。これら3つの分野では、行政能力強化に関しても一層の取り組みが必要である。
- ・雇用・社会政策：取り組みは限定的であり、特に法令の適切な実施に向けて、労働行政当局の実施能力について懸念される。
- ・司法内務：国境警備・管理戦略の開発に関して顕著な進展がみられた。しかし実施には関連機関間の十分な協調が必要とされ、今後かなりの取り組みが必要である。司法の効率性向上に向けた取り組みも、すでに着手されている。組織犯罪に対する法整備の進展は遅く、一層の取り組みが必要である。関税分野では、財務管理分野と同様に、法整備、行政能力強化の両面で一層の取り組みが必要である。

## b . アキコミュノテールを遂行するための行政能力

ポーランドは、法整備の面での進展は顕

著だが、アキコミュノテールの実施に必要な行政能力強化の面では、実施機関の安定性、独立性、効率性の向上に向けて一層の取り組みが必要とされる。これは、中央・地方政府のレベルに留まらず、他団体(企業運営者、NGO's、一般市民)全てに関係する問題である。

## ルーマニア

アキコミュノテールに沿った法整備は進展している。しかしながら前回レポート以降は、分野ごとに差異のある結果となった。会社法および競争政策分野では、法整備、必要な行政組織の設立の両面で進展があったが、他方、鍵となる分野で進展がみられなかったことは懸念される。

### a . 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：公共調達に関して進展があった。また、EU市民への労働許可書発行手続きの簡素化、社会保障に関する新法採択も大きな前進と評価できる。さらに外資導入に関する認可要件が緩和され、マネー・ロンダリング対策でも進展がみられた。VATおよび消費税は、すでに大枠でEU原則に一致している。しかしながら他の多くの分野では、一層の取り組みが必要とされる。規格・認証に関しては、EUの新アプローチ政策に適合する法的枠組みの開発が求められる。また銀行部門における多くの危機が示すように、金融サービスに対する監督が効果的に実施されるように強化される必要がある。資本輸出に関する認可の緩和、国際間の銀行口座振替に関する法整備についても一層の取り組みが必要である。個人データ保護に関する既存法も不十分なままであり、また直接税の分野でもアキコミュノテールとの調和に向けた一層の取り組みが求められる。

- ・農業：構造改革の実施が必要である。アキコミュノテールが実施できる条件はまだ整備されていない。行政能力の欠如も著しく、農業省は必要な改革の実施、採択された法令の実施、いずれの能力も欠如している。
- ・社会政策：前回レポート以降、ほとんど進展がみられない。新労働法典（new Labor Code）の採択、被雇用者の権利保護推進、職場における安全衛生に関する法令の適用範囲の拡大に向けて一層の取り組みがなされるべきである。また社会対話促進に向けた組織は存在するが積極的な活用がみられない。
- ・環境：アキコミュノテールの国内法制化に向けた戦略が整備された点は進展と評価できるが、実際の効果は非常に限定的であった。アキコミュノテールの実施に係る原価コスト算定と対応する資金計画の速やかな策定が必要である。
- ・産業政策：同国の産業政策への取り組みは、依然として市場指向型ではない。国および業界レベルで公式な産業政策を策定する必要がある。
- ・電気通信：法整備面での進展はほとんどない。監督体制の開発に一層の注力が求められる。
- ・司法内務：査証政策、国境管理、亡命者保護に関して効果的な措置が講じられた。しかし、他の重要な分野においても、新法の採択あるいは既存法の修正が必要である。具体的には、外国人の地位、国境地域、警察機構、警察官の地位に関する分野である。
- ・財務管理：同国当局は、まだ財務管理に関する包括的な政策枠組みを策定していない。速やかに予防的な財務管理および内部監査機能に向けての政策的ガイドラインが策定される必要がある。これは、公的資金の管理運営能力が劣る地方レベ

ルにおいて特に重要である。加盟に向けた資金支援の管理メカニズムの開発にも注力が求められる。国家予算編成に関する手続きも整備が必要で、中期支出計画にはかなりの改善余地がある。また、全体予算の管理も強化されるべきである。さらに同国は、適当な職員、訓練、設備の供給を通じて、財政管理機能を強化する措置を講じるべきである。

#### b. アキコミュノテールを遂行するための行政能力

概してアキコミュノテールを実施する行政能力は非常に限定的であり、加盟準備の大きな支障となっている。この事実は同国でも広く認知されているが、前回レポート以降の進展はほとんどない。依然、鍵となる行政機関の設立、多くの鍵となる分野（特に農業、環境）での行政能力の強化、監督・監視機関の独立性の確保が今後の課題といえる。

#### スロバキア

アキコミュノテールの法整備面で大きく進展している。しかしながら、進展状況は分野ごとにばらつきがある。前回レポートでも指摘された会社法、農業、運輸、地域政策、行政組織間協力、環境、財務管理の分野では依然進展に遅れがみられる。他方、行政能力の強化面での進展は限定的で依然低い水準にある。同水準の改善に向けて、適当な財源を確保し対策措置を講ずる必要がある。

#### a. 加盟のための義務遂行能力

- ・国境なき域内市場：公共調達、金融サービス、資本移動、規格化を含む新アプローチ政策に沿った法整備に関して顕著な進展があった。人の自由移動に関してはほとんど進展がなく、他国専門資格の認証に向けた枠組みもまだ設立されていない

い。会社法に関しては、会計法の進展を除けば大きな進展はなかった。今後は特に商標、特許に関する法整備、また著作権侵害・偽造の取り締りに一層の取り組みが必要である。競争政策に関しては、法整備は順調に進展しており、焦点は同法の的確な適用に移っている。国家補助金に関してはある程度の進展はあるものの不十分で、一層の取り組みが求められる。また、新たに設立された国家補助金監視局 (State Aid Monitoring Authority) は一層機能を強化されるべきである。

- ・統計：進展はあるが、特にマクロ経済統計、および地域統計の基準調和に関して、継続的な取り組みが必要である。
- ・産業政策：民営化とリストラの継続によって、大きな効果がみられた。今後はEUの国家補助金規則の遵守に一層の注力が必要である。電気通信、オーディオビジュアル分野では、特に法整備面で大きな進展があった。今後は実施当局の行政能力強化に重点を移す必要がある。同国は消費者保護の分野では比較的進んでいるが不十分であり、一層の法整備が必要である。また市場監視活動を含めた関連当局の機能強化が必要である。
- ・司法内務：査証政策、亡命に関する法整備面で大きな進展があった。しかしながら、移民、国境管理、犯罪対策の分野では、一層の進展が必要である。
- ・農業：同分野では、SAPARDプログラム (農業の長期的調整、地域開発。CAPの適用問題、農業分野および農村地域における構造調整問題の取り扱いに対する支援) の準備に重点が置かれているが、ほとんど進展がみられなかった。統一行政管理制度 (Integrated Administration and Control System) の設立、市場規制、獣医学・植物病虫害関連法令の継続的実施に関して取り組みを加速させる必要が

ある。

- ・運輸：道路輸送および内陸水路輸送分野では、法整備面の進展は限定的であった。今後は特に鉄道輸送および道路輸送において、一層の法整備と行政機能の強化が求められる。
- ・エネルギー：ある程度の進展がみられたが重要な分野ではない。一層の法整備と行政機能の強化が求められる。
- ・地域政策：ある程度の進展がみられたが重要な分野ではない。一層の法整備と行政機能の強化が求められる。
- ・環境：進展は限定的なものであった。一層の法整備と行政機能の強化が求められる。
- ・関税：すでにかんがりの法整備を終えているが、一層の進展がみられた。法的枠組みの完成とアキコミュノテールの確実な実施に向けて一層の取り組みが必要である。
- ・財務管理：財務管理機能強化に関して、大きな進展があった。

## b. アキコミュノテールを遂行するための行政能力

行政能力強化に関する進展は少ない。行政改革の採択や公務員法実施の遅れが、アキコミュノテール実施当局の能力改善を妨げている。

### スロベニア

前回レポート以降、概して法整備面で良好な進展があった。特に鍵となる環境、農業、モノの自由移動、サービスの自由移動、エネルギーの各分野で顕著な進展がみられた。これらの分野では、加盟に向けた準備が順調に進展しているといえる。しかしながら、その他の分野、特に人の自由移動、電気通信、オーディオビジュアル分野では進展が遅い。行政能力の強化は実施されているが、一層の取り組みが必要な分野も残されている。

.....

a . 加盟のための義務遂行能力

- ・ 国境なき域内市場：前回レポート以降、法整備面で良好な進展を遂げている。特に、モノの自由移動に関する法的枠組みの構築は大きな進展といえる。今後は、法整備の完了と実施組織の強化に向けて注力すべきである。サービスの自由移動に関しても顕著な進展があった。保険に関する法の採択により、同分野での法整備はほぼ完了した。資本の自由移動に関する法はすでに導入されているが、依然残る資本移動に関する行政禁則の廃止に対する取り組みを続ける必要がある。人の自由移動に関しては、前回レポート以降、ほとんど進展がみられない。同分野では一層の法整備の推進が必要である。会社法に関しては、法的枠組みの導入が進んでいるが、知的・工業所有権に関しては改善すべき点がある。競争政策に関しては、国家補助金管理法（State Aid Control Act）の採択および国家補助金監視委員会（State Aid Monitoring Commission）の設立によって、法整備および組織的枠組みは完成した。今後は実施面での取り組みに注力すべきである。免税店の廃止約束の未達成を除けば、税制分野でも堅実な進展がみられた。
- ・ 運輸：進展状況は一様ではない。陸上輸送分野では良好な進展がみられたが、他方、航空輸送、海上輸送分野では鍵となる法案の採択が同国議会において遅れている。
- ・ エネルギー：エネルギー庁（the Energy Agency）の設立、いくつかの鍵となる法の採択により、良好な進展がみられた。
- ・ 電気通信、オーディオビジュアル：ほとんど進展がみられなかった。オーディオビジュアル分野に対する法的枠組みとなるマスメディア法（The Mass Media Law）は依然として採択されていない。電気通信

法（The Law on Telecommunication）の採択、電気通信分野の監督当局の設立を急ぐ必要がある。

- ・ 農業：特に、農業法（the Agriculture Act）の採択、農業市場および地域開発関係庁（the Agency for Agricultural Markets and Rural Development）の設立は、大きな進展といえる。獣医学や植物病虫害分野では、法整備面での取り組みが継続される必要がある。
- ・ 環境：法整備では良好な進捗状況にある。今後は実施面に焦点を置くべきである。
- ・ 司法内務：前年からの良好な進展が継続しており、法整備は一層進んでいる。しかしながら、国境管理に関しては依然不十分で優先的に取り組む必要がある。

b . アキコミュノテールを遂行するための行政能力

概して、アキコミュノテールを実施するための行政能力は高いといえる。前回レポート以降、国家補助金、エネルギー、農業、各分野における監督あるいは実施機関が設立された。また、規格・認証機関は分離された。しかしながら電気通信、データ保護に関しては、まだ独立監督機関が設立されていない。今後は、特に環境（特に地方行政レベル）、国境管理、公共調達、保険監督の各分野での行政能力強化に重点を置くべきである。

トルコ

関税同盟に関する法整備面では、ほぼアキコミュノテールの水準に達している。他の分野では、前回レポート以降の進展はわずかである。しかしながらトルコは、99年12月のヘルシンキ首脳会議において加盟候補国としての正式承認を受けて、他の分野での法整備に着手している。前回レポート以降に策定され

たアキコミュノテールへの適合に向けた国家プログラム（National Programme for the Adoption and Aquis）は、今後の取り組みの上で重要な手段となるだろう。また、アキコミュノテールの実施に関しては、今後かなりの行政改革が必要とみられる。最優先事項として、統計分野での整備が挙げられる。

## a. 加盟のための義務遂行能力

- ・ 国境なき域内市場：新アプローチ政策の原則に基づく法的枠組みを採択する必要がある。銀行部門では多くの改革が実施されたが、他方、資本移動に関する法整備では進展がみられない。マネー・ロンダリングに関して依然として深刻な問題を残したままである。また、非金融サービスおよび人の自由移動に関する法整備も、未だ始まったばかりの段階である。会社法もアキコミュノテールに沿った一層の整備が必要である。税制分野でも調和に向けたかなりの取り組みが必要である。関税分野では、ほとんど法整備は終えている。
- ・ イノベーション：電気通信分野では、競争導入の点でかなりの進展がみられた。オーディオビジュアル分野では、依然として著作権侵害が深刻な問題となっている。
- ・ 農業、漁業：同分野での最優先事項は、アキコミュノテールの実施に向けた基礎的メカニズムおよび構造（統計、土地登記、漁船登録、病害対策、動植物識別制度、設備の質的向上）の導入を始めることである。
- ・ 社会政策：同国の既存関連法は、依然としてEUと大きく異なっている。特に、基準、手法、監視要件の点で相違が大きい。
- ・ 司法内務：前回レポート以降、大きな進展はみられない。移民問題に関しては、取り組みを加速し、西欧諸国に入国を試みる違法移民を削減させる必要がある。

同国の各行政機関が協力し、特に出国時の検査効果を上げることを推奨する。

- ・ 財務管理：一層の財務管理確立に向けて包括的な政策的枠組みが必要である。また投資関係者保護の観点から、財務管理の近代化に一層の注力が必要である。

結論としてトルコは、関税同盟以外の分野では、アキコミュノテールに沿った法の整備、その確実な実施に必要なメカニズムの確立にかなりの取り組みが必要である。行政改革も必要であろう。また、国家補助金、地域開発などの分野では新たな組織の設立も必要となるであろう。上記2項目はトルコの加盟のためのパートナーシップの優先事項として盛り込まれており、今後、加盟準備に必要な具体的実施項目として他の候補国と同様に取り組んでいくことになる。

## 3. 今後の見通し

今後の拡大交渉はどのように進められるのだろうか。

2001年1月からEU議長国となったスウェーデンは、拡大交渉のペースを加速化させる意向を明らかにしている。さらに同国は、農業、地域政策、司法内務といった交渉の難航が予想される項目についても自国が議長国を務める2001年上半期中に交渉を開始したいとの意欲を表明している。既に見たように、今後1年半の期間を対象に交渉の優先項目を定めた日程表「ロードマップ」が2000年12月の二ス首脳会議で合意された。同日程表では、最初の2001年上半期には、文化、運輸など比較的容易な交渉項目を優先し、他方、農業、地域政策など難航が予想される項目は最終期となる2002年上半期に配分されている。スウェーデンの発言は、交渉準備が十分に整っている加盟候補国に対しては、二ス首脳会議で合意された日程を前倒しにして交渉を進めるべきだとの考えに基づくものだ。この点に

.....

関しては、同日程表にも触れられている。同日程を作成した欧州委員会は、スウェーデンの表明に対し、同日程の目的は進捗の遅い加盟候補国に交渉全体が引きずられることを防ぐもので、前倒しに交渉を進める分には問題はないとの考えである。しかしながら、欧州委には交渉の前倒しを一概に喜べない理由がある。農業、地域政策といったEUの予算に大きな影響を与える項目が、交渉日程において最終期に配分された背景には、EUの苦しい台所事情があるとの憶測もあるからだ。また、交渉の前倒しは、加盟候補国がいつ交渉該当項目に関するポジションペーパーを用意できるか、欧州委員会がいつ同ペーパーに基づく検討を終え交渉準備が整うか、にも左右されるため、スウェーデンの思案通りに事を進めるには不確定要素も多いといえる。

では、具体的にはどの分野で進展が見られるのだろうか。

スウェーデンは、交渉に先立ちその見通しを表にまとめている（表1参照）。同表によれば、新たに6カ国64項目について交渉を開始、交渉継続中の12カ国120項目についても一層の進展を見込んでいる。同見通しは、すでに交渉を終えている項目も含め全体9割まで交渉項目の拡大を目指す意欲的な内容といえる。

スウェーデンは既に、2001年3月29～30日に交渉状況に関する第1回の次官レベル会議を終えており、今後、5月17～18日に第2回次官レベル会議の開催を予定している。また交渉状況によっては、臨時の次官レベル会議の開催にも言及しており、同国の拡大に対する意気込みがうかがえる。これらの予備会議を経て、6月11～12日に開催されるヨ・テボリ首脳会議で、加盟に向けたさらなる手続きが決定される予定である。

（矢倉正人）

表1 EU加盟候補国交渉進捗状況（2000年末現在）

No.	交渉項目	Aグループ（1998/3/31交渉開始国）						Bグループ（2000/2/15交渉開始国）					
		キプロス	エストニア	ハンガリー	スロベニア	チェコ	ポーランド	マルタ	スロバキア	ラトビア	ブルガリア	リトアニア	ルーマニア
1	モノの自由移動												x
2	人の自由移動										x		x
3	サービスの自由移動												x
4	資本の自由移動												
5	会社法												
6	競争政策												
7	農業							x			x		x
8	漁業												
9	運輸												
10	税制												x
11	経済通貨同盟(EMU)										x		x
12	統計												
13	社会政策・雇用										x		x
14	エネルギー										x		x
15	産業										x		x
16	中小企業(SMEs)												
17	科学・研究												
18	教育・訓練												
19	通信・情報技術												
20	文化・オーディオビジュアル												
21	地域政策										x		x
22	環境										x		x
23	消費者保護												
24	司法・内務												x
25	関税同盟												
26	対外関係												
27	CFSP												
28	財務管理								x				x
29	財政・予算規定										x		x
30	制度	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
交渉状況別項目数													合計
交渉済み	17	16	14	14	13	13	12	10	9	8	7	6	139
交渉中	12	13	15	15	16	16	5	6	7	3	9	3	120
今回 交渉開始予定	0	0	0	0	0	0	11	12	13	9	13	6	64
x 次回以降交渉開始予定	1	1	1	1	1	1	2	2	1	10	1	15	37
交渉項目合計	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	360

(注1) 各国の並びは、交渉済項目の多い順。

(注2) 「今回」とは、スウェーデンのEU議長国期間中（2001年1～6月）を指し、「次回」とは、次回ベルギーのEU議長国期間中（2001年7～12月）以降を指す。なお、「交渉開始予定」とは議長国スウェーデンの開始目標値の意。

(注3) 加盟交渉では上記30項目に31番目の項目として「その他」が加わる。

出所：欧州委員会発表資料に基づき作成

表2 加盟候補国の主要経済指標（98年）

	面積 (1000km <sup>2</sup> )	人口 (百万人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	購買力平価GDP			GDP 増加率 (%)	農業	
				金額 (10億ユーロ)	1人当り GDP (ユーロ/人)	1人当り GDPの EU平均 との比較 (%)		総付加価値 に占める 農業の割合 (%)	就業人口 に占める 農業の割合 (%)
ブルガリア	111	8.3	75	38.5	4,700	22	2.4	17.3	26.6
キプロス	9	0.7	78	12.0	17,100	81	4.5	4.2	9.3
チェコ	79	10.3	130	128.7	12,500	59	0.2	3.7	5.2
エストニア	45	1.4	32	10.8	7,800	36	1.1	5.7	8.8
ハンガリー	93	10.1	109	108.1	10,700	51	4.5	5.5	7.1
ラトビア	65	2.4	37	13.9	5,800	27	0.1	4.0	15.3
リトアニア	65	3.7	57	22.9	6,200	29	4.1	8.8	20.2
マルタ	0	0.4	1,333	n.a.	n.a.	n.a.	4.2	2.5	1.8
ポーランド	313	38.7	124	301.9	7,800	37	4.2	3.8	18.1
ルーマニア	238	22.5	94	128.2	5,700	27	3.2	15.5	41.7
スロバキア	49	5.4	110	55.6	10,300	49	1.9	4.5	7.4
スロベニア	20	2.0	100	30.0	15,000	71	4.9	3.6	10.2
トルコ	775	64.3	83	379.4	5,900	28	5.0	14.3	41.3

(注) n.a. : データなし。

出所 : eurostat

	年平均 物価 上昇率 (%)	失業率 (%)	一般政府 支出の GDP比 (%)	外国貿易			経常収支 対GDP比 (%)	海外直接投資		
				輸出/輸入 (%)	輸出に 占める EUの割合 (%)	輸入に 占める EUの割合 (%)		EUとの 貿易バランス (百万ユーロ)	1人当り 対内投資 ストック(1) (ユーロ/人)	対内投資 フロー GDP比(1) (%)
ブルガリア	2.6	17.0	0.2	72.5	52.6	48.6	424	5.3	256	6.1
キプロス	1.3	3.6	n.a.	13.2	50.7	57.3	1,748	2.6	2860 (2)	2.1 (2)
チェコ	2.0	8.7	1.6	93.0	69.2	64.0	1,482	2.0	1,357	9.1
エストニア	4.6	11.7	4.6	68.3	72.7	65.0	531	6.2	1,052	4.6
ハンガリー	10.0	7.0	3.7	89.3	76.2	64.4	1,270	4.3	1,654	2.9
ラトビア	2.4	14.5	3.9	58.4	62.5	54.5	244	10.6	825	5.8
リトアニア	8.0	14.1	n.a.	62.1	50.1	49.7	481	11.2	511	4.5
マルタ	2.1	5.3	n.a.	69.6	48.7	65.4	1,221	3.5	3465 (2)	3.4 (2)
ポーランド	7.2	15.3	2.7	59.6	70.5	64.9	11,357	7.5	485	4.3
ルーマニア	45.8	6.8	n.a.	81.8	65.5	60.4	536	3.8	220	2.4
スロバキア	10.6	16.2	0.6	90.2	59.4	51.7	500	5.9	366	3.7
スロベニア	6.1	7.6	0.6	85.8	66.0	68.6	1,545	2.9	532	0.2
トルコ	64.9	7.6	n.a.	65.3	52.6	53.9	5,484	0.7	104 (2)	0.4 (2)

(注) n.a. : データなし。

出所 : eurostat、ただし (1) は「Transition Report (欧州復興開発銀行 : EBRD) (1ユーロ=1.066US\$)」、  
(2) はUNCTAD (1ユーロ=1.122US\$)